

議案第5号

木津川市国民健康保険税条例の一部改正について

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）」が公布され、国民健康保険税に係る改正部分について、令和3年1月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第6項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の木津川市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

参考資料（議案第5号）

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対象表

(新)	(旧)
第1条～第22条（略） (国民健康保険税の減額)	第1条～第22条（略） (国民健康保険税の減額)
第23条 次の各号のいずれかに掲げる 国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条 第2項本文の基礎課税額からア及びイ に掲げる額を減額して得た額（当該減 額して得た額が63万円を超える場合 には、63万円）、同条第3項本文の 後期高齢者支援金等課税額からウ及び エに掲げる額を減額して得た額（当該 減額して得た額が19万円を超える場合 には、19万円）並びに同条第4項 本文の介護納付金課税額からオ及びカ に掲げる額を減額して得た額（当該減 額して得た額が17万円を超える場合 には、17万円）の合算額とする。	第23条 次の各号のいずれかに掲げる 国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条 第2項本文の基礎課税額からア及びイ に掲げる額を減額して得た額（当該減 額して得た額が63万円を超える場合 には、63万円）、同条第3項本文の 後期高齢者支援金等課税額からウ及び エに掲げる額を減額して得た額（当該 減額して得た額が19万円を超える場合 には、19万円）並びに同条第4項 本文の介護納付金課税額からオ及びカ に掲げる額を減額して得た額（当該減 額して得た額が17万円を超える場合 には、17万円）の合算額とする。
(1) 法第703条の5に規定する 総所得金額及び山林所得金額の 合計額が、 <u>43万円</u> （納税義務者 並びにその世帯に属する国民健康 保険の被保険者及び特定同一世 帯所属者のうち給与所得を有する 者（前年中に法第703条の5に	(1) 法第703条の5に規定する 総所得金額及び山林所得金額の 合計額が、 <u>33万円</u> を超えない世 帯に係る納税義務者

規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない

<p>世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合 算額が、<u>43万円</u> (納税義務者並 びにその世帯に属する国民健康保 険の被保険者及び特定同一世帯所 属者の中給与所得者等の数が2 以上の場合にあっては、<u>43万円</u> に当該給与所得者等の数から1を 減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加算した金額) に被保険者 及び特定同一世帯所属者1人につ き28万5,000円を加算した 金額を超えない世帯に係る納税義 務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合 算額が、<u>43万円</u> (納税義務者並 びにその世帯に属する国民健康保 険の被保険者及び特定同一世帯所 属者の中給与所得者等の数が2 以上の場合にあっては、<u>43万円</u> に当該給与所得者等の数から1を 減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加算した金額) に被保険者 及び特定同一世帯所属者1人につ</p>	<p>ア～カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合 算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び 特定同一世帯所属者1人につき2 8万5,000円を加算した金額 を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する 総所得金額及び山林所得金額の合 算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び 特定同一世帯所属者1人につき5 2万円を加算した金額を超えない 世帯に係る納税義務者 (前2号に 該当する者を除く。)</p>
---	--

<p>き 52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>第23条の2～第29条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～5（略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び<u>山林所得金額</u>」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（<u>所得税法第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び<u>山林所得金額</u>」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>ア～カ（略）</p> <p>第23条の2～第29条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～5（略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（<u>所得税法第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。</p>
--	--

7～19 (略)

7～19 (略)